

横浜地方裁判所 御中

令和 2 年 8 月 19 日

(実 9 / 15 日) (訂正追加 10 / 23 日)

原 告 山村 三郎

被 告 山村 金平

訴 状

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

訴訟物価額 100 / 16,000 万円

貼用印紙額

第 1 請求の主旨

- 1 被告は、原告へ金 100 万円及び、昭和 46 年 2 月 1 日から支払済み迄年 5 分割合の金員を支払え、且つ、裁判所の附帯責任処理をせよ
 - 2 平成 14 年 (ハ) 370 号損害賠償裁判他による民事訴訟法 209 条違反が令和 2 年調停申請で再度繰り返されたので改めて厳罰に処し、且つ各裁判後行状は、民法 1 条違反と思料でき弁護士共々附帯制裁取締まる
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める

第 2 請求の原因

1 当事者

原告は、昭和 39 年亡父山村友吉の 3 男・被告は同次男である。

2 事件の概要

経 緯

昭和 45 春原告鉄構所の大型機械導入に伴い新工場建設時、工場敷地での野天作業が産業公害とされたことで対策を処しその当座は沈静化したが、大型機械のフル稼働には別途問題が出て被告 (以降邪兄と表す) が心配し「工場移っちめ一よ・俺が出してやるから・」と (ゴルフ練習場で)

{ 相続や親父遺言処理が未処理の事から、これ等を絡めての提示 = 相続(資金)支援尚、親父遺言は、土地 300 坪上に住居建てて、現金 300 万円持参させ分家の事父死亡 2 日前枕元で兄弟 2 人が聞いた遺言のメモ書きは邪兄所持が無しと隠匿その時は義姉が書道具を持込み、親父が自書し・其の俣邪兄が受け取っている

(民法 891-5 相続人不資格)

#01

#02

#03

昭和 40 年原告（以後弟と表す）の署名と印鑑を無断使用し、弟の知らぬ間に相続一連処理を完了させていた。（刑法 159 偽造）

日頃の茶飲み話では時機がくれば相応に相続させるような事柄を匂わせていた中での提示であることから、信頼し昭和 46・02・01 日工場移設説明と状況報告を兼ね訪問・・到着した途端に豹変・・騙し討ち（刑 246-2 詐欺）

「俺はそんな約束知らねー、・・お前の工場だ勝手に移せよ・・！」
終夜話しても、騙し討ちを元に戻さず、その上帰り掛けには

「お前とは、もう付き合わねーや・・！」 ・・受・兄弟**断交宣告**

昭和 52 年相続処理が不審に思い法律相談（但し偽造処理は不知故説明せず）

《兄弟が署名捺印して手続き完了、それは主人が忘れてるんです・一切ダメ》
（これ故相続をあきらめていた事と仕事の多忙で放置していた）

#04

平成 6 年相続登記抹消裁判；1 審有印私文書偽造発覚したが・・時効棄却
2 審和解；時効とらない、52 年相談したことの「証」を提示せよ・・と
昭和 52 年弁護士 2 人に相談故 2 枚の領収書をその証として弁護士に提示したが、何故か当方弁護士が不提出なことで・1 審同様時効敗訴となる
近日検証で民法 884 条も正規な関連事項と認識、重大問題を自覚した
受・平成 14 年(ワ)3790 号損害賠償請求；全デタラメ事由が認定され敗訴
但し、「工場移設約束の存在が認定」これを元に・・（平成 22 年面禁裁判も）

#05

工場移設から邪に拡散

○平成 15 年(ワ)3727 号工場移設明示裁判；口頭弁論終日・・法廷で**勝訴宣告**
判決書では、ひっくり返って敗訴。（・・**2 枚舌判決**）（関連事項以下に・・）

○受・平成 22 年(ワ)2228 号面談禁止；面会**偽造録音**を証拠提出・→採用敗訴
但し、「**工場移設約束存在再認定**」（録音時は飯島弁護士同席し会の**進行役**）

#06

○これを元に平成 25 年(ワ)4928 号工場建設費決済裁判；口頭弁論 3 回目突如・・終結故・弁論出席日当・交通経費等請求するも、内田貴文裁判長が間もなく松山へ島流しされ、現在も裁判結果通知は受けてない有耶無耶の俣

○平成 15 年・22 年の各工場移設約束の存在認定の中、工場移設明示裁判では、口頭弁論最終日に勝訴宣告して置いて判決書は棄却、日本国裁判所が騙し討ちしたって事、相応な保証が必要であると思料する次第です

#07

如何に判決が神のか・・天の声かとゆわれても、現実にはチグハグで裁判使命が明らかに果たされて無い、無責任極まりないが無力個人故其の俣・
これ等があって令和 1 年相続調停申請のところ、最終日コロナ肺炎拡大事
情から欠席、邪兄側は「**渡すものはない**」との出席弁護士への回答、家裁からは何の説明も無いので相手言分のままに成っての終了・・との事

平成 15 年の損賠・22 年の面禁の両訴状は、邪兄の負＝工場移設に係る相続の負を逸らす為の詐欺行為から始まった。虚偽事象が本人訴訟に対する弁護士作文を優先採用させ、デッチアゲ事情が人権人格侵害とした。弟の生死に拘る生涯を掛けた「**公害からの工場移設**」を法曹者側「虚偽事項」の面子・商売を優先させ、人道を無視した不条理で卑劣な判決・・。今、裁判検証すると、素人でその仕組みの理解不足はあったにしても、現実には異常に弁護士・・法曹界関連者側にありありと偏り過ぎている。

#08

訴訟合戦最初の「登記抹消裁判」は、弁士同士の馴合い・平成 9 年の暴力処罰法違反とやらは**明確な冤罪**、この 2 件が弟心証を毀損させ悪宣伝された損賠裁判がデタラメ誘導しポイントを稼ぎ、弟の生命生存に係る工場移設を蔑ろにさせた、諸々の邪兄邪行為は本来重大な不正事件を内蔵している、これは裁判所へもとぼつちりが見返ることとなる。（**別途陳述**） **弁士共謀録音偽造**

この火消の 1 つが、22 年面禁判決日裁所暴漢屋による「**ぶん殴られ事件**」裁判所が勝手にリストアップ否定者とし法曹者に華向けた潰し行為の由。現場は、事件化させ 110 番・公安部署も加勢させた卑劣な行為が露呈。虚偽を打っ消し・弟の正規事実を復活させるため 22 年の面禁裁判で主体たる虚偽事項を民訴 209 条適用を答弁書で求めたら・・民事では罰しないとされ、ならばと刑事告訴したら「**日本国での嘘は言いたい放題**」で罰せない・・と、同時に「**民事は民事で処理せよ**」・・と。（泉警察・県警本部）

#09

検 証

1・民事・刑事両裁判での「嘘」→裁所も便乗

民訴 209 条は、宣誓者の虚偽陳述への罰である。

暴力処罰法事件で邪兄は、平成 09・09・08 日工場移設支援約束はないとの「**虚偽供述の為わざわざ横浜地検へ出向いた**」・・出張犯罪の由同供述の「昭和 42・3 年機械購入」「P4 給料や賞与支払でのタカリ」・・等々金銭関連タカリは一切ないのに「この嘘」もわざわざ供述した、。平成 14 年損賠裁判；粗野言動と 22 年面禁裁判；粗暴言動も全て「嘘」掛る「嘘」を口頭で証すべく口頭弁論を求めても裁所が、一切させない。

#10

2・工場移設約束（民事裁判の 2 回にわたる約束認定に基づく）

1・の証と工場移設；平成 16 年・22 年に各民事の判決で念書の形で証明されている、諸々の真実が否定された事、裁判所は弟へその使命を全うし懸かる責任を負う柵がらみがあり・それをはらす責務がある。

#11

令和 02・02・14 日調停の席上改めて相続と遺言を絡めた工場移設約束

を否認し、邪兄の「嘘」が当該犯罪を幾重にも新規に積み増した。

(令和 02・02・14 日不調調停；平成 29 年(家イ) 4996 号 (被相続人山村友吉))

邪に伏せられた犯罪事項の集め (赤字 = 移設関連・茶字 = 違反・青字 = 証拠・)

平成 06・(ワ)1737 号登記抹消裁判；相続事務登記処理で私文書偽造

法曹者馴合い・虚偽の陳述と主張 = 訴訟詐欺

平成 9 年(わ)1733 号暴力処罰法 1 条違反；人質司法での冤罪 (裁所)(泉警察証明)

平成 15 年(ね)554 号損害賠償請求事件 2 審；民訴 246 判決事項(〃)(#5-3 判決 P5)

平成 15 年(ワ)3727 号工場移設明示裁判；2 枚舌判決・裁判詐欺 (〃)(裁所 49)

平成 26 年検 9152 号傷害告訴；不起訴(起訴猶予) (判例表比較)

平成 22 年(ワ)2228 号面談禁止請求裁判；偽造録音証拠提出(弁士・刑 103-5・159)

弁士会での面会録音故室「借用申込書」(仮名) 隠匿 (弁士・裁所共犯刑法 104)

平成 23 年(ワ)2866 号金額一任残額請求；裁判させないで追放 (裁所)(裁所 49)

平成 25 年(ワ)4928 号工場移設費決済裁判；締めくくり無し (〃)(倫理 3・憲法)

平成 26 年検 9152 号 16 日間傷害告訴；不起訴(起訴猶予)・2 回目(検察)(判例表比較)

平成 27 年(リ)3791 号傷害慰謝料請求；事件否認「嘘」(平成 26 年検 9152)(同通知書)

1・2 審共弁論無・裁長資料不視(裁所)・2 審；裁長が弁士の代弁(裁所 49・11 他)

令和 02・02・14 日平成 29 年(家イ)4996 号(被相続人山村友吉)調停不調

当調停不調の基は「嘘」→約束不履行証拠羅列 (≡ 訴訟詐欺)(#13 訴訟詐欺)

① 登記抹消裁判時の馴合い証拠・・#4-1 領収書処理・他 (#4-1 領収書他)

② 妻嫁ぎ時・・実家での準相続発言；義兄証言・・#8-1 証文 (#8-1 証文栄人)

③ 妻証言昭和 52 年レストラン「名古屋」；兄弟差しで話す・・嘘 (#14 妻証言)

④ 平成 14・03・21 日傷治療費 11,240 円・相続等絡め金額一任払嘘 (#3-1 一任払)

⑤ 平成 17・07・19 日親父遺言を意識し、何とかすると思っ居る

今でも家建てて 300 万円何とかしなきゃと思っている (#3-2 日平 17 日誌)

当会話は、④ 治療費請求時の話である、ここでも口から出まかせ

⑥ 昭和 46・02・01 日工場移設計画整え訪問・スッポカサレ→受・断交宣告

平成 14 年損賠裁判で工場移設約束存在を認定、之の基平成 16 年工

場移設明示裁判を訴し、移設費 16,000 万円の請求権確定を求めた

・・が、裁判料が支払えず民事訴訟規則に従い 100 万円の請求。

弁論最終日今回請求 100/16,000 万円・前回裁判負債 50 万円これを

差引いて 50 万円弟へやれば当裁判は終わる・・と、受・勝訴宣告

之が何故か判決は、ひっくり返り・・2 枚舌判決で棄却・・ (2 枚舌判決)

⑦ 受・平成 22 年面談禁止裁判上記に続き再度「工場移設約束存在認定」

⑧ これを元に平成 26 年工場移設費決済裁判を訴したが、有耶無耶状態

⑨ 平成 28 年傷害慰謝料請求・弁論拒否・裁長が被告代弁前例既定棄却判決

#12

#13

#14

#15

#16

#17

27 年重複

3 結 論

裁判官は、あくまで独立の筈であり、最高裁長官の心得なんぞは充分承知と思えるその上に前長官は念書の様な形で添付「裁判の心得」を表した。
 「実相をよく理解」事項は、裁判原点の筈が、当一連裁判はその実相処理が不当である、弟が本人訴訟で裁判仕組みに不慣れな事への差別がある。
 平成 16 年「工場移設明示裁判」、裁判所が事実を認めている以上そのまま決済期限を切るか・具体的金員操作を提示させるのが裁判の筋道の筈、移設は、工場生死に係る社会的影響且つ、従業員の家や命の生存に係わる事態に直結する、この事態はそっち除けに、デタラメ・デッチアゲた人格権とやらの「嘘」を殊更に採用等々は重大人道問題と思料できる、この事から改めて移設権授与と弁護士・裁判所の附帯責任処理を求める次第である。之の請求は裁判料不足故 100/16,000 万円を請求し請求権確定を求める。

* 01

* 02

* 03

人道・嘘誠問題は、事工場移設だけ取上げても、平成 16 年損賠裁判 5・7 頁各下方行・平成 22 年面禁裁判 20 頁上方行で工場移設約束が各々認定済であること、邪兄が主張する事の逆でも無い・異種異常虚偽である事から、既判や人格権云々ではない事は極めて明白、主旨民法 209 条及び関連する不正行為を勘案すると民法 1 条にも関り、不正は重大である。

その上令和 02・02・14 日の調停に於いて全事象全面否認した、過去のあらゆる事象の時限とは無関係に、改めて新たに全虚偽で全否定をした。

* 04

これ等総括勘案すると、良心や人間常識にも大きく欠如して居る、況や「録音の偽造」を始め不正行為への反省やその展望すら微塵ジツもない。

* 05

亦、地域社会に於いてもその横暴は際立っている情報を幾多耳にしている。ところが、警察や所属自治体は、裁判所の嫌う特異な裏金で初期人脈を整え、その果実を悪用し弁護士を通じて検察・裁判所までその威力をはびこらせている、地域社会での異常行為がここまで及んでは、刑事・民事両面から改めての検証が必須なことも併せて判決材料として付加いたします。これ等諸々の悪事・虚偽を悪用してきた事と裁判で 2 回にわたる移設約束存在の認定を踏まえ、真実主旨の通り実効性ある判決を求めます

* 06

提 出 書 類

- | | |
|----------|---------|
| 1・訴状 | 2 式 |
| 2・証拠甲各号証 | 2 式 () |

尚、証拠は、レ項優先提出、他は状況に応じて提出